

1. 消費者物価指数上昇に応じ、2013 年度の総合所得税免税額及び多項目控除額を引き上げ、納税義務者の負担を軽減することについて(財政部中区国税局 -2014/3/15)
2. 行政院院会が所得税法及び營業税法の一部条文修正草案を決議(財政部賦税署 -2014/3/13)
3. 営利事業の固定資産廃棄に関する損失の確定申告について(財政部中区国税局 -2014/3/10)
4. 営利事業者の国外の保険業者に対する保険費計上について(財政部北区国税局 -2014/3/5)

公表元	財政部中区国税局
テーマ	消費者物価指数上昇に応じ、2013 年度の総合所得税免税額及び多項目控除額を引き上げ、納税義務者の負担を軽減することについて
公表内容	<p>中区国税局北港徴税所による: 今年 5 月に間もなく行われる 2013 年度の個人総合所得税の確定申告では、財政部は個人免税額、標準控除額、給与所得特別控除額、心身障害特別控除額及び累進課税の段階額を引き上げることとし、その金額は以下の通りである:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、免税額: 1 人当たり年間 85,000 元。また納税義務者及びその配偶者が 70 歳以上の者、及び納税義務者及びその配偶者の直系尊属が 70 歳以上の者は 1 人当たり年間 127,500 元 2、標準控除額: 納税義務者個人の控除額は 79,000 元、配偶者がいる場合の控除額は 158,000 元 3、給与所得特別控除額: 1 人当たり毎年の控除額は 108,000 元を限度 4、心身障害特別控除額: 1 人当たり毎年の控除額は 108,000 元 5、課税所得額及び累進税率は以下の通り: <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間総合所得純額 520,000 元以下: 税率 5% (2) 520,000 元超、1,170,000 元以下: 26,000 元 + 520,000 元超過部分 × 12% (3) 1,170,000 元超、2,350,000 元以下: 104,000 元 + 1,170,000 元超過部分 × 20% (4) 2,350,000 元超、4,400,000 元以下: 340,000 元 + 2,350,000 元超過部分 × 30% (5) 4,400,000 元超: 955,000 元 + 4,400,000 元超過部分 × 40%。

	<p>当局は、納税義務者に自然人証憑を利用した、インターネットによる個人総合所得税の確定申告を奨励している。申告する際に自動的に正確な所得明細、免税額及び控除額などの資料を表示するほか、検計する機能もある。納税義務者にとって申告資料作成及び納税金額計算が正確にでき、また国税局に来て申告するための移動時間及び待ち時間も減らすことができるため、納税義務者にメリットがあり、利用を勧めている。</p> <p>納税義務者が自然人証憑の申請方法または何か国税の問題があれば、当局の無料電話(0800-000321)、または当局のウェブサイト(www.ntbca.gov.tw)を利用することができる。</p>
公表日	2014/3/15

公表元	財政部賦税署
テーマ	行政院院会が所得税法及び營業税法の一部条文修正草案を決議
公表内容	<p>目下の財政問題に対応し、財政、経済の継続発展の基礎を健全なものとするため、本部は「財政健全方案」を提出した。その中では、三本の主軸、八項目の計画を定めている。税制の調整の面では、国際的な税制改革の傾向及び経済発展などの要素を考慮し、両税合一税制度及び関連措置、及び銀行業保険業の營業税税率について検討している。財政部により所得税法及び營業税法の一部条文の修正草案が行政院に提出され、2014年3月13日の行政院第3389回院会で決議され通過した。</p> <p>関連法案の修正内容について、財政部の説明は以下の通り： 壹、所得税法の一部条文修正草案のポイント： 一、「全額税額控除制度」から「部分税額控除制度」へ修正し、並びにその関連措置の整備 (一) 我が国国内に居住する個人株主が得た利益配当純額の控除可能税額を半額に調整する。また、租税負担の公平化のため、非居住者の株主が得た利益配当純額の控除可能税額のうち、10%の法人税が追加徴収される分を利益配当の源泉税から控除する金額も現在規定の半額に調整する。 (二) 部分計算税額控除制度における単独出資、合夥(パートナーシップ)組織と会社組織との租税負担を公平化するため、単独出資、合夥(パートナーシップ)組織が営利事業所得税の確定申告及び清算申告する時、年間要納税額の半額を納付すべきとする。また、簡便性を考慮し、46万社の小規模の単独出資、合夥(パートナーシップ)組織は現行の課税制度を維持する。 (三) 適切に給与所得者及び特殊な境遇にある家庭の租税負担を軽減</p>

するため、給与所得特別控除額及び心身障害特別控除額の額をそれぞれ2万円引き上げる。

二、個人総合所得税の税率の枠を修正する

個人総合所得税の税率の段階を現行の5段階から6段階に修正し、総合所得純額1,000万円超の部分について、45%の税率適用を追加する。これにより、適切に高所得者の社会への貢献度を引き上げ、応能課税及び貧富の差縮小の目標を達成する。

三、予想される効果

- (一) 我が国の両税合一制度について全額税額控除制度から部分税額控除制度への修正、給与所得特別控除額及び心身障害特別控除額の引上げ関連措置、また、総合所得純額1,000万円超の部分に対する適用税率45%の追加により、所得配分の改善及び国庫税収を増加し、財政健全化の目標を達成する。
- (二) また両税合一税制改革による税収増加部分について、中小企業の従業員雇用による増加給与費用の3割を損金に加える補助及び研究開発投資控除の使用年数を延長する補助に使用し、失業率の低下、就業増加及び企業の研究開発の促進に役立て、我が国の経済発展の原動力を増強する。

式、営業税法第11条、第36条修正草案のポイント：

- 一、「銀行業、保険業の銀行、保険本業の経営」の売上額の営業税税率5%を復活する。当該2業のその他の売上額及びその他金融業の売上額の税率は現行規定を維持する。
- 二、今回の税率引き上げによる税金増加の部分については、国庫の統一収支に含める。現行の銀行業、保険業を営む銀行、保険会社の本業売上額の2%以内の税額及び金融業のその他の営業税額については特別管理を維持する。但し、現状銀行業の税額は預金保険賠償特別準備金へ積み立て、銀行業以外の税額は銀行業以外の金融業特別準備金へ積み立てられているが、これを全て金融業特別準備金への積み立てに修正し、金融監督管理委員会が統括運用することにより、準備金の運用効率を引き上げる。
- 三、税制と予算体制の完全性に基づき、金融業の営業税税額を特別に積み立てる金融業特別準備金に関する規定は2024年12月31日に廃止し、その後は国庫の統括収支に含める。
- 四、国内外一致の原則に基づき、外国金融機関が中華民国国内に固定営業場所がなく、第11条第1項の各役務を提供している場合、我が国の金融機関へ適用される営業税税率を同様に適用し、これにより租税公平化の目標に達成する。
- 五、予想される効果
銀行業、保険業を営む銀行、保険会社の本業売上額の営業税税率5%を復活させることにより、毎年の営業税税収は約200億元増加す

	<p>ると予想される。また、2025年から金融業の営業税全額を一般予算の統括収支に入れることにより、財政安定に役立て、経済発展を促進し、金融の安定局面を作り出す。</p> <p>財政部によると、上記2つの草案は行政院院会にて決議された。行政院は近く立法院の審議に付すが、当部が積極的に立法院の各党と交渉し、早めに修正手続きを完了し、関連法令を修正または制定することを予定している。</p>
公表日	2014/3/13

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業の固定資産廃棄に関する損失の確定申告について
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、営利事業者が固定資産を耐用年数経過後に廃棄し、その廃棄による収入が残存価値を下回る場合、当年度の損失として計上し、残存価値を上回る場合、当年度の収益として計上する。仮に固定資産を特定事故により既定の耐用年数未満で廃棄する場合、その廃棄を証明できる資料を提出しなければならず、それにより未償却金額を当年度の損失として計上する。但し、廃棄により売却収入がある場合、その売却収入を収益として計上する必要がある。</p> <p>当局の説明によると、固定資産を特定の事故により既定の耐用年数未満で廃棄する場合、営利事業者は、会計士の監査証明または法人税監査報告書による、あるいは管轄主管機関の廃棄の監督を経て、廃棄固定資産の名称、数量及び金額のある証明資料にて実際認定する場合以外は、事前に税務機関に申請し許可を受ける必要がある。</p> <p>固定資産がその耐用年数に達し、継続使用できない場合は、事前に税務局に報告する必要はない。但し、廃棄する程度に至らずに売却している場合、その売価が残存価格を超える部分は当年度の収益に計上すべきである。</p> <p>最近、管轄内のある会社の2011年度の営利事業所得税確定申告案件を審査した時、コンピューター設備の廃棄損失70万円あまりを計上しており、会計士の税務監査報告書によると、規定の耐用年数未満と記載されていたが、会社は所得税法第57条の規定に基づき廃棄の関連資料を追加提出していなかった。例えば、資産廃棄前後及び搬出の写真(日付あり)、合法的な資産廃棄処理の支出証憑及びその他の証明資料である。従って、当該資産は確実に使用できなくなったために廃棄したのか、もしくは廃棄する程度に至らずに売却しているのか確認することができないため、当該廃棄損失を否認し、追徴した。</p> <p>当局は、固定資産の廃棄による損失を計上することができるかは、固定資産廃棄の事実によるので、廃棄の証明資料を準備するよう注記喚起している。不明な点がある場合は、当局の無料電話(0800-000321)、または当局のウェブサイト</p>

	(www.ntbca.gov.tw)を利用することができる。
公表日	2014/3/10

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者の国外の保険業者に対する保険費計上について
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業所得税審査準則第 83 条の規定により、営利事業者が国内の保険会社が取扱っていない保険もしくは特別な事情により、国外の保険会社の保険が必要な場合、(一)海運及び商業航空保険(運送貨物、運送貨物の輸送用具及び派生する責任を全て含む)及び(二)国際積替運送貨物保険を除く。国を越えて提供される保険の保険料については、保険会社の領収書及び保険証書を取得すれば実費で計上できるほか、保険会社の名称、保険の種類、保険金額、保険料及び保険期間などの資料を備え、案件ごと保険法管轄機関の許可を得て初めて実費で計上することができる。</p> <p>当局がある会社の 2011 年度の営利事業所得税確定申告案件を審査した時、当該会社が 2 千万元余りの保険費を計上しており、その内 1 千万元は国外保険会社の海外倉庫の商品窃盗保険によるもので、保険業者の領収書及び保険証書を取得していた。しかし、当該保険は国内保険会社がすでに提供しているもので、またもし特別な事情によるとしても当該案件について保険法管轄機関の許可を得ていなかった。したがって、上記の規定と合致していないため、当該保険費は否認され、追徴された。</p> <p>当局は営利事業者に対し、国外保険業者に対する保険費の申告に当たっては、税法規定に基づき関連証明資料の取得するよう注意喚起している。不明な点がある場合は、当局の無料電話(0800-000321)、または当局のウェブサイト(www.ntbca.gov.tw)を利用することができる。</p>
公表日	2014/3/5

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司及び財團法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001246

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan